

事業コード	08020101	政策コード	08	政策名	環境保全対策の推進			
事業名	能代産業廃棄物処理センター環境保全対策費	施策コード	02	施策名	良好な環境と豊かな自然の保全			
		指標コード	01	施策目標(指標)名	良好な環境の保全対策の推進			
部局名	生活環境部	課室名	環境整備課	班名	適正処理推進班			
			(tel)	1625	担当課長名	高橋正嘉	担当者名	桜庭 恭司

評 価 対 象 事 業 の 内 容		事業年度	平成10年度	～	令和9年度
<p>1-1. 事業実施当初の背景 (施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか) 能代産業廃棄物処理センターは、能代市浅内地区内において昭和55年から約18万㎡の敷地に最終処分場及び中間処理施設(廃油等の焼却施設)を設置し事業を営んでいたが、昭和62年頃から敷地外で発ガン性の疑いがあるVOC(揮発性有機化合物)を含む汚水の滲出等が見られ、大きな環境問題となった。その後、平成10年12月に未処理の廃棄物や汚水を場内に大量に保有したまま事業者が破産したため、県が事業者に代わって地域の環境保全対策を行う必要があった。</p>		<p>3. 事業目的 (どういった状態にしたいのか) 当該処分場からの汚染拡大防止、汚水処理等の維持管理を着実に実施することにより、処分場周辺の環境を保全し、地域住民の不安を解消する。</p> <p>(重点施策推進方針との関係) ● 重点事業 ○ その他事業</p>			
<p>1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題 平成17年1月に産廃特措法の適用を受け、国の支援を受けながら継続して環境保全対策を実施してきた。平成25年3月には、平成25年度から34年度(令和4年度)を計画期間とする変更実施計画について環境大臣の同意を得たことから、引き続き国の支援を受けて対策を実施していくこととしている。現在のところ、処分場周辺での新たな環境保全上の支障の発生は見られないものの、処分場内外の水質が安定化するまでの間、汚水処理等の維持管理を続けていく必要がある。平成21年度にVOCの一つである1, 4-ジオキサンが、地下水環境基準に追加されたことから、処分場内外から検出されている当該物質の対策を早急に講ずる必要がある。</p>		<p>4. 目的達成のための方法</p> <p>①事業の実施主体 県</p> <p>②事業の対象者・団体 能代産業廃棄物処理センター周辺の住民等</p> <p>③達成のための手段 産廃特措法の「実施計画」に基づく環境保全対策(処分場内外の汚水等の処理など、処分場の適切な維持管理、周辺の地下水や公共用水域、場内の滲出水、地下水等の水質調査)の実施。地元住民、能代市、県による環境保全対策の協議。学識経験者等の専門家による環境保全対策の検討。</p>			
<p>2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)</p> <p>①ニーズを把握した対象 ■ 受益者 □ 一般県民 (時期: R01年 10月)</p> <p>②ニーズの変化の状況 ○ a 増大した ● b 変わらない ○ c 減少した</p> <p>③ニーズの把握の方法 □ アンケート調査 □ 各種委員会及び審議会 □ ヒアリング □ インターネット ■ その他の手法 (具体的に 能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会)</p> <p>④ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容 「県には処分場周辺の環境保全対策を継続実施してもらいたい」、「No. 2 処分場に残留している油状物質入りのドラム缶を掘削撤去してもらいたい」などといった要望がよせられている。</p>		<p>5. 昨年度の評価結果等 ○ 継続 ● 改善 ○ 見直しまたは休廃止</p> <p>①評価の内容 (一次評価結果) 環境保全対策に関する「実施計画」に基づき、「産廃特措法」の適用による国の財政支援を受けた環境保全対策を実施していく。なお、事業の実施にあたっては、環境対策協議会の開催により地元住民の意見を把握し、汚水処理等の維持管理対策や環境保全対策工事を着実に行うとともに、地下水の水質等の状況を把握する。また、環境保全対策に係る経費を増加させることなく、より効率的な手法に変更するなど、コスト削減と対策効果の確保を図る。</p> <p>②評価に対する対応 「実施計画」に基づき、汚水の浄化処理や地下水等の水質監視など、適切な維持管理を行っている。「環境対策協議会」を開催し、地元住民意見を把握するほか、協議を続けている。業務の委託等に際しては競争入札を取り入れるなど、コスト削減に努めた。</p>			

6. 事業の全体計画及び財源										単位(千円)
順位	事業内記	左 の 説 明	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	全体(最終)計画	
01	環境保全対策部会運営費	遮水壁の有効性の調査研究その他環境保全対策に関する検討を行うため、学識経験者で構成する委員会を設置・運営する。	150	148	303	303	303	303		
02	環境対策協議会運営費	能代産業廃棄物処理センターに関する環境保全対策について、地元住民、能代市、秋田県が一体となって協議するため、環境対策協議会を運営する。	58	18	171	171	171	171		
03	特定支障除去等事業費	産廃特措法の「実施計画」に基づく生活環境保全上の支障の除去等の事業などを実施する。	137,778	172,262	162,280	162,062	120,073	320,229		
財源内記			137,986	172,428	162,754	162,536	120,547	320,703		
国庫補助金		産業廃棄物特定支障除去等事業推進補助金	30,000	35,366						
県債		地方特例債、行政改革推進債	65,300	57,900	59,400	69,200				
その他の		産業廃棄物特定支障除去等支援事業出せん金	2,773	3,237	39,632	46,193				
一般財源			39,913	75,925	63,722	47,143	120,547	320,703		

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み								
指標名	公共下水道放流処理水の水質基準適合率							指標の種類
指標式	水質基準適合率 = 基準適合回数 / 水質測定回数 × 100							● 成果指標 ○ 業績指標
①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当								
指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
目標a	100	100	100	100	100	100	0	100
実績b	100	100	0	0	0	0	0	0
b/a	100%	100%	0%	0%	0%	0%		
東北及び全国の状況 なし								
②データ等の出典 環境整備課調べ								
③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ● 翌年度 04月 ○ 翌々年度 月								

指標名								指標の種類
指標式								○ 成果指標 ○ 業績指標
①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ○ 非該当								
指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
目標a	0	0	0	0	0	0	0	0
実績b	0	0	0	0	0	0	0	0
a/b								
東北及び全国の状況								
②データ等の出典								
③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月								

1次評価		評価結果
必要性の観点	課題に照らした妥当性 ● a ○ b ○ c	○ A ● B ○ C
	理由 本事業の実施により、処分場周辺の地下水や沢水の水質について改善が認められ、環境の汚染が防止されていることから、妥当と判断される。	
	住民ニーズに照らした妥当性 ○ a ● b ○ c	
	理由 県が適切に処分場の維持管理を行うことが求められており、本事業に対しては一定の評価を得ている。なお、環境保全対策を進めるに当たっては、地域との信頼関係が重要であることから、地元住民の理解が得られるよう、毎年、事業の説明や協議を行っている。	
観	県関与の妥当性（民間、市町村、国との役割分担） ● a ○ b ○ c	○ C
	理由 法令・条例上の義務 □ 内部管理事務 □ 県でなければ実施できないもの □ 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの	
点	理由 事業者の破産等により、周辺環境の汚染対策や処分場の維持管理ができない状態になったことから、県が廃棄物処理法に基づく行政代執行により処分場の維持管理等の環境保全対策を実施しているため、県の関与は妥当である。	

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているかどうか） 適用の可否 ● 可 ○ 不可 ● a 達成率100%以上 ○ b 達成率80%以上100%未満 ○ c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	● A ○ B ○ C
効率性の観点	1 事業の経済性の妥当性（費用対効果の対前年度比） 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 1.1~ ○ b 0.9~1.1 ○ c ~0.9 〔令和2年度の効果〕 / 〔令和01年度の効果〕 = (指標I) 〔令和2年度の決算額〕 / 〔令和01年度の決算額〕 = (指標II) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	○ A ● B ○ C
	2 コスト縮減のための取組状況 ○ a 客観的で効果が高い ● b 取組んでいる ○ c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 処分場の維持管理については、電気代、薬品代の縮減に努めているほか、業務委託の際には競争入札を取り入れるなど、コスト縮減に努めている。	
総合評価	● A 継続 ○ B 改善して継続 ○ C 見直し ○ D 休廃止 ○ E 終了	処分場周辺地下水の水質等の早期改善や安定化に向け、より効率的、効果的な手法を検討しながら、今後も継続して汚水処理等の環境保全対策を実施する必要がある。

2次評価		評価結果
必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C		
総合評価	○ A 継続 ○ B 改善して継続 ○ C 見直し ○ D 休廃止 ○ E 終了	(2次評価対象外)
		評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)
		政策評価委員会意見

事業コード	08020105	政策コード	08	政策名	環境保全対策の推進			
事業名	環境放射能測定事業	施策コード	02	施策名	良好な環境と豊かな自然の保全			
		指標コード	01	施策目標(指標)名	良好な環境の保全対策の推進			
部局名	生活環境部	課室名	環境管理課	班名	大気・水質班			
			(tel)	1603	担当課長名	古井正隆	担当者名	佐藤光子

評 価 対 象 事 業 の 内 容		事業年度	平成24年度 ~ 令和9年度
<p>1-1. 事業実施当初の背景 (施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか)</p> <p>平成23年3月に発生した福島第一原発事故による放射性物質の拡散に対し、大気、土壌などの生活環境や食品等に係る測定を行い、その測定結果を県民に情報提供することにより、県民の安全・安心を確保することが必要である。併せて放射能に関する正しい知識の普及啓発が必要である。</p>	<p>3. 事業目的 (どういった状態にしたいのか)</p> <p>生活環境や食品等の放射能測定を継続するとともに、県ウェブページを通じてその結果を速やかに情報提供し、県民の安全・安心を確保する。</p> <p>(重点施策推進方針との関係) ● 重点事業 ○ その他事業</p>		
<p>1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題</p> <p>身の回りの放射能に関する県民の関心は高く、測定体制を維持し、引き続き生活環境や食品などの放射能測定結果を県民に提供する必要がある。また、併せて放射能に対する正しい知識の普及啓発が必要である。</p>	<p>4. 目的達成のための方法</p> <p>①事業の実施主体 県</p> <p>②事業の対象者・団体 県民、事業者 (食品、水道、廃棄物、農業等)、市町村、県</p> <p>③達成のための手段</p> <p>○県内6か所に設置したモニタリングポストでの空間放射線量の常時監視。 ○ゲルマニウム半導体検出器による大気、土壌などの生活環境及び食品等の放射能測定。 ○サーベイメータによる空間放射線量の測定等。 ○県ウェブページを活用した放射能測定結果の公表。</p>		
<p>2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)</p> <p>①ニーズを把握した対象 □ 受益者 ■ 一般県民 (時期: R01 年 06 月)</p> <p>②ニーズの変化の状況 ○ a 増大した ● b 変わらない ○ c 減少した</p> <p>③ニーズの把握の方法</p> <p>□ アンケート調査 ■ 各種委員会及び審議会 □ ヒアリング □ インターネット</p> <p>■ その他の手法 (具体的に 県議会福祉環境委員会)</p> <p>④ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容</p> <p>「山菜や、イノシシなど、放射能の数値が高いものについてはきちんと自粛要請をしていただきたい。」という意見があった。</p>	<p>5. 昨年度の評価結果等 ● 継続 ○ 改善 ○ 見直しまたは休廃止</p> <p>①評価の内容</p> <p>(一次評価結果) 放射能に対する県民の不安を取り除き、安全・安心の確保のため、事業を継続する必要がある。</p> <p>②評価に対する対応</p> <p>モニタリングポストによる常時監視結果は、原子力規制庁のウェブページを介し、リアルタイムで公表した。また、ゲルマニウム半導体検出器による生活環境や食品に係る放射能測定を実施し、速やかに公表することで県民の安全・安心の確保に努めた。</p>		

6. 事業の全体計画及び財源										単位(千円)
順位	事業内記	左 の 説 明	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	全体(最終)計画	
01	環境放射能測定事業	県内の放射能の状況を的確に把握するため、土壌などの生活環境のほか、食品等の放射能測定を行う。	1,078	1,083	864	1,083	864	1,083		
02	環境放射能水準調査研究費	原子力規制委員会の委託によりモニタリングポストによる県内6か所の空間放射線量の測定を行うとともに、ゲルマニウム半導体検出器による生活環境等の放射能測定を行う。	18,730	23,321	11,998	11,998	11,998	11,998		
財源内記										
左 の 説 明										
国庫補助金	原子力規制委員会からの環境放射能水準調査業務委託費		19,808	24,404	12,862	13,081	12,862	13,081		
県債			18,758	23,391	11,993					
その他の	産業廃棄物対策基金繰入金		866	969	400					
一般財源			184	44	469	13,081	12,862	13,081		

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み									
指標Ⅰ	指標名	食品の放射性物質濃度基準達成率 (%)						指標の種類	
	指標式	基準値内検体数 / 総検体数						● 成果指標 ○ 業績指標	
	①年度別の目標値 (見込まれる効果) 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当								
	指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
	実績b	100	100	0	0	0	0	0	100
東北及び全国状況 なし									
②データ等の出典 環境管理課調べ									
③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ● 翌年度 05月 ○ 翌々年度 月									
指標Ⅱ	指標名	水道水の放射性物質濃度基準達成率 (%)						指標の種類	
	指標式	基準値内検体数 / 総検体数						● 成果指標 ○ 業績指標	
	①年度別の目標値 (見込まれる効果) 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当								
	指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
	実績b	100	100	0	0	0	0	0	100
東北及び全国状況 なし									
②データ等の出典 環境管理課調べ									
③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ● 翌年度 05月 ○ 翌々年度 月									

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法	
①指標を設定することが出来ない理由	
②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)	

1次評価		評価結果
必要性の観点	課題に照らした妥当性	● a ○ b ○ c
	理由	福島原発事故以降の状況を踏まえ、放射能の測定体制の継続が求められている。
	住民ニーズに照らした妥当性	○ a ● b ○ c
	理由	住民に対する測定体制及び情報提供体制は整えられている。
	県関与の妥当性(民間、市町村、国との役割分担)	● a ○ b ○ c
理由	<input type="checkbox"/> 法令・条例上の義務 <input type="checkbox"/> 内部管理事務 <input checked="" type="checkbox"/> 県でなければ実施できないもの <input type="checkbox"/> 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの	
理由	県として、必要な測定を直ちに行える体制を維持し、県民への確かな情報提供を行う必要がある。	

1次評価		評価結果	
有効性の観点	事業の効果(事業目標は達成されているかどうか) 適用の可否 ● 可 ○ 不可 ● a 達成率100%以上 ○ b 達成率80%以上100%未満 ○ c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	● A ○ B ○ C	
	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 1.1~ ○ b 0.9~1.1 ○ c ~0.9 $\left[\frac{\text{令和2年度の効果}}{\text{令和2年度の決算額}} \right] / \left[\frac{\text{令和01年度の効果}}{\text{令和01年度の決算額}} \right] = \text{(指標Ⅰ)}$ $\left[\frac{\text{令和2年度の効果}}{\text{令和2年度の決算額}} \right] / \left[\frac{\text{令和01年度の効果}}{\text{令和01年度の決算額}} \right] = \text{(指標Ⅱ)}$ 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	○ A ● B ○ C	
効率性の観点	2 コスト縮減のための取組状況 ○ a 客観的で効果が高い ● b 取組んでいる ○ c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】	○ C	
	● A継続 ○ B改善して継続 ○ C見直し ○ D休廃止 ○ E終了	経済性を計ることは困難であるが、放射能に対する県民の不安を取り除き、安全・安心の確保のため、事業を継続する必要がある。	
2次評価			
総合評価	必要性 - A - B - C	有効性 - A - B - C	効率性 - A - B - C
	(2次評価対象外)		
	● A継続 ○ B改善して継続 ○ C見直し ○ D休廃止 ○ E終了		
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)		
	政策評価委員会意見		

事業コード	08020201	政策コード	08	政策名	環境保全対策の推進			
事業名	八郎湖「わがみずうみ」創生事業	施策コード	02	施策名	良好な環境と豊かな自然の保全			
		指標コード	02	施策目標(指標)名	三大湖沼の水質保全対策の推進			
部局名	生活環境部	課室名	環境管理課八郎湖環境対策室	班名	企画・計画推進班			
			(tel)	1631	担当課長名	石井公人	担当者名	大場良貴

評価対象事業の内容

<p>1-1. 事業実施当初の背景(施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか) 八郎湖では、干拓工事が完了した後、富栄養化による水質汚濁が進行し、県として取組が可能などところから水質保全対策を進めていたが、毎年、アオコの発生が見られることもあり、水道水や漁獲された魚の異臭味問題が生じることに加え、全国湖沼水質ランキングでワースト上位に位置する状況であった。このため、平成15年度～17年度に実施した「八郎湖水質浄化シミュレーション事業」の結果を踏まえ、流域9市町村や地域住民等と一体となった総合的な水質保全対策を講じる必要があった。</p> <p>1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題 平成19年度に全国11番目となる「指定湖沼」の指定を受け、20年3月に第1期湖沼水質保全計画を、26年3月に第2期、令和2年3月に第3期計画を策定し、同計画に基づきながら水質保全対策を進めてきた。その間、平成24年度はアオコの異常発生等によりCOD(化学的酸素要求量)年間平均値が上昇し、全国ワースト4位となったものの、その後の水質は概ね横ばいで推移し、アオコの異常発生も起きていない。しかしながら、依然として水質環境基準を達成しておらず、今後も継続的に水質保全対策を推進する必要がある。</p> <p>2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの) ①ニーズを把握した対象 <input type="checkbox"/> 受益者 <input checked="" type="checkbox"/> 一般県民 (時期: R02年 05月) ②ニーズの変化の状況 <input type="checkbox"/> a 増大した <input checked="" type="checkbox"/> b 変わらない <input type="checkbox"/> c 減少した ③ニーズの把握の方法 <input type="checkbox"/> アンケート調査 <input checked="" type="checkbox"/> 各種委員会及び審議会 <input type="checkbox"/> ヒアリング <input type="checkbox"/> インターネット <input checked="" type="checkbox"/> その他の手法 (具体的に 県議会、市町村、市町村議会、住民からの要望) ④ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容 県と流域市町村で構成されている「八郎湖水質対策連絡協議会」において、市町村長から水質改善に向けた取組の強化を要望されているほか、第3期計画策定に係る住民との意見交換会等の場では、効果的な水質保全対策の推進など、様々な意見が出されている。</p>	<p>3. 事業目的(どういう状態にしたいのか) 水質汚濁や富栄養化の指標となっているCOD、窒素及びリンの濃度を引き下げ、アオコの発生を抑制し、住民生活への被害や、八郎湖における利水や親水域としての利用に支障が生じないようにする。 (重点施策推進方針との関係) <input checked="" type="radio"/> 重点事業 <input type="radio"/> その他事業</p> <p>4. 目的達成のための方法 ①事業の実施主体 県 ②事業の対象者・団体 八郎湖流域の住民、市町村、事業者など ③達成のための手段 八郎湖への負荷を抑制する発生源対策や、湖内浄化対策としての高濃度酸素水の供給、アオコ対策など、総合的な水質保全対策を推進していく。また、GNSS直進アシスト田植え機を活用した農地からの負荷抑制対策など、新たな技術を活用した効果的な対策も合わせて検討していく。</p> <p>5. 昨年度の評価結果等 <input type="radio"/> 継続 <input checked="" type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 見直しまたは休廃止 ①評価の内容 (一次評価結果) これまでの取組等により、平成30年度まではCOD75%値の目標を達成する見込みであったが、令和元年度は高温少雨によりCOD75%値で目標値を上回ってしまった。依然として環境基準の「改善」に至らなかったことから、令和元年度に策定した第3期湖沼水質保全計画に基づき、継続的かつ実効的な対策を推進していく必要がある。 ②評価に対する対応 湖沼水質保全計画の目標を達成できるよう、発生源対策やアオコ対策などを継続実施するとともに、汚濁負荷削減対策として中央幹線排水路の濁水対策を実施するなど、八郎湖の再生に向けて各種水質保全対策を実施した。</p>
--	--

6. 事業の全体計画及び財源 単位(千円)

順位	事業内訳	左の説明	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	全体(最終)計画
01	発生源対策事業	工場・事業場排水の監視指導、合併浄化槽高度処理促進補助金	878	888	212	212	212	212	
02	湖内浄化対策事業	西部承水路の流動化促進、湖辺植生回復環境整備	24,343	14,042	12,673	12,673	12,673	12,673	
03	アオコ対策事業	アオコ監視カメラによる監視体制の強化、シルトフェンスによるアオコ遡上防止	13,303	11,886	7,972	7,972	7,972	7,972	
04	調査研究等推進事業	水質環境基準等調査、八郎湖研究会による調査研究等の推進	6,328	6,251	8,359	8,359	8,359	8,359	
05	湖沼水質保全計画推進事業	地域住民等との協働活動等の推進、計画の進行管理等	3,943	4,840	4,184	4,184	4,184	4,184	
08	農地排水負荷削減対策事業	水田からの排水負荷抑制対策、方上地区自然浄化施設の活用、中央幹線排水路の濁水処理実証試験	10,873	10,389	10,525	10,525	10,525	10,525	
	財源内訳	左の説明	59,669	48,297	43,925	43,925	43,925	43,925	
	国庫補助金	湖沼底層溶存酸素量・沿岸透明度改善モデル事業(環境省)	5,427						
	県債								
	その他の	産業廃棄物対策基金、環境保全基金、雑入(湯上市負担金)	16,057	7,851	11,612				
	一般財源		38,185	40,446	32,313	43,925	43,925	43,925	

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み									
指標I	指標名	八郎湖（湖心）におけるCOD75%値						指標の種類	
	指標式	八郎湖（湖心）におけるCOD75%値（化学的酸素要求量＝水質の汚濁状況を示す代表的な指標。国では評価として75%値を使用）						●成果指標 ○業績指標	
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ● 該当 ○ 非該当								
	指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
	目標a	7.3	7.3	7.2	7.2	7.1	7.1	0	7.1
	実績b	9	6.7	0	0	0	0	0	0
a/b	81.1%	109%	999.9%	999.9%	999.9%	999.9%			
東北及び全国の状況 なし									
②データ等の出典 公共用水域水質測定結果による（速報値。確定は6月。）									
③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ● 翌年度 06月 ○ 翌々年度 月									

指標II	指標名	八郎湖（東部承水路）におけるCOD75%値						指標の種類	
	指標式	八郎湖（東部承水路）におけるCOD75%値（化学的酸素要求量＝水質の汚濁状況を示す代表的な指標。国では評価として75%値を使用）						●成果指標 ○業績指標	
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ● 該当 ○ 非該当								
	指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
	目標a	9	8.8	8.5	8.3	8	7.8	0	7.8
	実績b	12	9.1	0	0	0	0	0	0
a/b	75%	96.7%	999.9%	999.9%	999.9%	999.9%			
東北及び全国の状況 なし									
②データ等の出典 公共用水域水質測定結果による（速報値。確定は6月。）									
③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ● 翌年度 06月 ○ 翌々年度 月									

1次評価		評価結果
観 点	課題に照らした妥当性 ● a ○ b ○ c	● A ○ B ○ C
	理由 八郎湖の水質改善に向けて、第3期湖沼水質保全計画（令和元年度策定）に基づき、県・市町村・関係団体・住民が連携し、継続的に取り組んでいく必要があるため。	
	住民ニーズに照らした妥当性 ● a ○ b ○ c	
	理由 八郎湖の水質は一時期より改善しているものの、一級河川ではアオコの発生による悪臭被害が抑えられておらず、水質改善・アオコ抑制に対する住民ニーズは増大している。	
	県関与の妥当性（民間、市町村、国との役割分担） ● a ○ b ○ c	
理由 法令・条例上の義務 □ 内部管理事務 □ 県でなければ実施できないもの □ 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの		
理由 八郎湖は「湖沼水質保全特別措置法」に基づく指定湖沼であるため、県が策定した湖沼水質保全計画による対策を推進する必要がある。		

1次評価		評価結果
有 効 性 の 観 点	事業の効果（事業目標は達成されているかどうか） 適用の可否 ● 可 ○ 不可 ○ a 達成率100%以上 ● b 達成率80%以上100%未満 ○ c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	○ A ● B ○ C
	1 事業の経済性の妥当性（費用対効果の対前年度比） 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 1.1~ ○ b 0.9~1.1 ○ c ~0.9 〔令和01年度の効果〕 / 〔令和02年度の決算額〕 = (指標I) 〔令和02年度の効果〕 / 〔令和01年度の決算額〕 = (指標II) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	○ A ● B ○ C
効 率 性 の 観 点	2 コスト縮減のための取組状況 ○ a 客観的で効果が高い ● b 取組んでいる ○ c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 高濃度酸素水供給対策事業において、その効果を把握するための水質調査の採水や底質調査の採土を職員が直営で行うことにより、調査分析業務委託費のコスト削減に努めた。	○ C
	● A 継続 ○ B 改善して継続 ○ C 見直し ○ D 休止 ○ E 終了 夏季に降雨が少なく晴天が続いたにもかかわらず、湖心のCOD75%値の目標を達成する見込みであるなど、水質保全の取組が一定の成果をもたらしているものの、依然として「改善」には至っていないため、第3期湖沼水質保全計画（令和元年度策定）に基づき、継続的かつ実効的な対策を推進していく必要がある。	
2次評価		評価結果
観 点	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C	● A ○ B ○ C
	理由 （2次評価対象外）	
	理由 評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)	
	理由 政策評価委員会意見	
	理由	

事業コード	08020202	政策コード	08	政策名	環境保全対策の推進			
事業名	田沢湖水質保全事業	施策コード	02	施策名	良好な環境と豊かな自然の保全			
		指標コード	02	施策目標(指標)名	三大湖沼の水質保全対策の推進			
部局名	生活環境部	課室名	環境管理課	班名	大気・水質班			
			(tel)	1603	担当課長名	古井 正隆	担当者名	山田 俊太郎

評価対象事業の内容						事業年度	昭和52年度 ~ 令和99年度	
1-1. 事業実施当初の背景 (施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか) 田沢湖のpHは、平成元年に国の玉川酸性水中和処理施設が稼働して以降、平成10年頃までは順調に改善したものの、平成14年以降の玉川源泉の酸度上昇により、近年は横ばいで推移している。このため、田沢湖の水質改善に向け、玉川酸性水の中和処理の徹底と知見の蓄積等が必要である。			3. 事業目的 (どういう状態にしたいのか) 国と県等が締結した玉川酸性水の中和処理に係る協定に基づき中和処理を継続するとともに、水質改善に向けた知見を蓄積し、田沢湖の水質管理基準であるpH6を確保する。 (重点施策推進方針との関係) <input type="radio"/> 重点事業 <input checked="" type="radio"/> その他事業					
1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題 田沢湖のpHは、国の中和処理により平成10年には表層で5.7まで回復したが、玉川源泉の酸度上昇により、中和処理を強化したにもかかわらず低下し、平成15年以降、5.0~5.4で推移しており、国と県等が締結した玉川酸性水に係る協定の水質管理基準である6に達していない。他方、平成30年5月及び令和元年5月に仙北市から田沢湖の水質改善に関する要望があった。			4. 目的達成のための方法 ①事業の実施主体 国、県、その他関係機関 ②事業の対象者・団体 地域住民及び事業者(農業、漁業、観光、水道等) ③達成のための手段 ・玉川酸性水の中和処理を徹底 ・田沢湖やその流入河川等での水質調査及び中和処理効果の確認 ・水質改善に向けた知見の蓄積					
2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの) ①ニーズを把握した対象 <input type="checkbox"/> 受益者 <input checked="" type="checkbox"/> 一般県民 (時期: R02年 06月) ②ニーズの変化の状況 <input type="radio"/> a 増大した <input checked="" type="radio"/> b 変わらない <input type="radio"/> c 減少した ③ニーズの把握の方法 <input type="checkbox"/> アンケート調査 <input type="checkbox"/> 各種委員会及び審議会 <input type="checkbox"/> ヒアリング <input type="checkbox"/> インターネット <input checked="" type="checkbox"/> その他の手法 (具体的に 仙北市要望、新聞報道等)			5. 昨年度の評価結果等 <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 見直しまたは廃止 ①評価の内容 (一次評価結果) 令和元年度は、玉川酸性水の中和処理や水質調査を国と連携して行うとともに、中和処理に係る機関による意見交換を実施した。 令和2年度も、引き続き、関係機関との意見交換を実施し、施策目標の達成に向け、協働した取組の推進を図る。					
④ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容 田沢湖の環境を修復していただきたい、という地域の声が寄せられている。			②評価に対する対応 国と連携した玉川酸性水の中和処理や水質調査等を継続するとともに、中和処理に係る機関による意見交換を実施した。					

6. 事業の全体計画及び財源									単位(千円)	
順位	事業内訳	左の説明	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	全体(最終)計画	
01	玉川酸性水中和処理施設維持管理委託事業	国土交通省と締結した「玉川酸性水中和処理施設の維持管理及び費用に関する協定」に基づき、中和処理施設で使用する石灰石の購入費用等の一部を負担する。	66,889	69,630	88,303	88,303	88,303	88,303		
02	田沢湖水質保全対策事業	中和処理後の玉川河川水の水質等を調査する。	1,928	2,748	2,204	2,204	2,204	2,204		
財源内訳										
国庫補助金			68,817	72,378	90,507	90,507	90,507	90,507		
県債										
その他の										
一般財源			68,817	72,378	90,507	90,507	90,507	90,507		

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み								
指標名	田沢湖湖心のpH年間平均値							指標の種類
指標式	田沢湖湖心のpH年間平均値 (pHは水素イオン濃度に変換して計算)							● 成果指標 ○ 業績指標
①年度別の目標値 (見込まれる効果) 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当								
指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
目標a	5.8	6	6	6	6	6	6	6.0
実績b	5	0	0	0	0	0	0	0
b/a	86.2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
東北及び全国の状況 なし								
②データ等の出典 環境管理課調べ								
③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ● 翌年度 06月 ○ 翌々年度 月								

指標名								指標の種類
指標式								○ 成果指標 ○ 業績指標
①年度別の目標値 (見込まれる効果) 低減目標指標 ○ 該当 ○ 非該当								
指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
目標a	0	0	0	0	0	0	0	0
実績b	0	0	0	0	0	0	0	0
a/b								
東北及び全国の状況								
②データ等の出典								
③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月								

1次評価		評価結果
必要性の観点	課題に照らした妥当性 ● a ○ b ○ c 理由 田沢湖の水質改善に向けては、玉川酸性水の中和処理の徹底と知見の蓄積等が必要である。	○ A ● B ○ C
	住民ニーズに照らした妥当性 ○ a ● b ○ c 理由 仙北市から田沢湖の再生に係る要望があるほか、県民からも田沢湖の水質改善を期待する声がある。	
	県関与の妥当性 (民間、市町村、国との役割分担) ● a ○ b ○ c □ 法令・条例上の義務 ■ 内部管理事務 □ 県でなければ実施できないもの □ 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの	
	理由 国と県が締結した玉川酸性水に係る協定に基づき、玉川酸性水の中和処理を継続し、田沢湖でpH6を確保する。	

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果 (事業目標は達成されているかどうか) 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 達成率100%以上 ○ b 達成率80%以上100%未満 ○ c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】 令和2年度実績が未確定であるため。また、協定に基づく中和処理を行わない場合は、現状よりも達成率が悪化することが想定され、更なる水質改善に向けて知見の蓄積等が必要であるため。	○ A ● B ○ C
	1 事業の経済性の妥当性 (費用対効果の対前年度比) 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 1.1~ ○ b 0.9~1.1 ○ c ~0.9 【令和2年度の効果】 / 【令和01年度の効果】 = (指標I) 【令和02年度の決算額】 / 【令和01年度の決算額】 = (指標II) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	○ A ● B ○ C
効率性の観点	2 コスト縮減のための取組状況 ○ a 客観的で効果が高い ● b 取組んでいる ○ c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 玉川酸性水の中和処理や水質調査等に係る経費については、毎年度見直ししてコスト縮減に取り組んでいるものの、玉川源泉の酸度が高めで推移していることや労務単価の上昇等により、全体的なコストの縮減はこれ以上困難な状況にある。	○ A ● B ○ C
	総合評価 ● A 継続 ○ B 改善して継続 ○ C 見直し ○ D 休廃止 ○ E 終了 令和2年度は、玉川酸性水の中和処理や水質調査を国と連携して行うとともに、中和処理に係る機関による意見交換を実施した。今後も、引き続き、関係機関との意見交換を実施し、施策目標の達成に向け、協働した取組の推進を図る。	

2次評価		評価結果
必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C		○ A 継続 ○ B 改善して継続 ○ C 見直し ○ D 休廃止 ○ E 終了 (2次評価対象外)
評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)		
政策評価委員会意見		

事業コード	08020401	政策コード	08	政策名	環境保全対策の推進
事業名	野生鳥獣被害防止対策事業	施策コード	02	施策名	良好な環境と豊かな自然の保全
		指標コード	04	施策目標(指標)名	野生鳥獣の適正な保護管理
部局名	生活環境部	課室名	自然保護課	班名	鳥獣保護管理班
				(tel)	8601613
				担当課長名	澤田智志
				担当者名	金萬誠志

評 価 対 象 事 業 の 内 容		事業年度	平成26年度 ~ 令和9年度	
<p>1-1. 事業実施当初の背景 (施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか) 狩猟者の減少や高齢化により、野生鳥獣の保護管理の担い手である狩猟者が減少している。また、近年、ツキノワグマの生息域拡大に伴う人身被害や、新たに侵入してきたニホンジカ・イノシシの生息域拡大に伴い、農林業被害等の増加が懸念されており、これら被害を及ぼす野生鳥獣(特定鳥獣)の管理対策は喫緊の課題となっている。また、管理の方向性を検討するための基礎資料として、新たな侵入種のモニタリング調査による生態の把握をする必要がある。</p>	<p>3. 事業目的 (どういう状態にしたいのか) 特定鳥獣の生息調査等を実施するとともに、有害鳥獣捕獲の担い手の育成・確保、地域におけるツキノワグマ被害防止活動への支援を行うことで、野生鳥獣の適切な保護管理及びこれらによる人身・生活環境被害や農林水産業被害の低減を図ることを目指す。 (重点施策推進方針との関係) <input type="radio"/> 重点事業 <input checked="" type="radio"/> その他事業</p>			
<p>1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題 狩猟者の減少や高齢化が進行しており、有害鳥獣の捕獲など個体数の適正な管理に支障を来している。ニホンジカやイノシシの生息密度が低く痕跡等の発見が難しいため、個体数の管理に必要な推定生息数の算出が難しい状況にある。</p>	<p>4. 目的達成のための方法 ①事業の実施主体 県 ②事業の対象者・団体 県民(一般県民のほか市町村や農林業関係団体の職員、農林業従事者など) ③達成のための手段 ①フォーラムの開催(狩猟や野生鳥獣の保護管理に関する基調講演、若手・女性ハンターからの体験談報告、猟具の展示・操作の体験、阿仁マタギの紹介や狩猟技術訓練施設の見学など) ②新規狩猟免許取得者に対する支援 ③生息調査や関係機関等からの目撃及び被害に関する情報収集等 ④捕獲推進のための各種支援 ⑤捕獲技術向上のための各種講習会</p>			
<p>2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの) ①ニーズを把握した対象 <input type="checkbox"/> 受益者 <input checked="" type="checkbox"/> 一般県民 (時期: R03 年 03 月) ②ニーズの変化の状況 <input checked="" type="radio"/> a 増大した <input type="radio"/> b 変わらない <input type="radio"/> c 減少した ③ニーズの把握の方法 <input type="checkbox"/> アンケート調査 <input checked="" type="checkbox"/> 各種委員会及び審議会 <input checked="" type="checkbox"/> ヒアリング <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> その他の手法 (具体的に 農業関係者及び狩猟団体へのヒアリング) ④ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容 ①市町村及び農業関係団体から、狩猟者の減少や高齢化により、有害鳥獣の被害対策にあたる人員の不足を危惧する意見がある。②環境審議会自然環境部会及び白神山地世界遺産地域連絡会議(有識者・国・県・市町村)の他、野生鳥獣の目撃件数や農林業被害の増加した市町村からは、野生鳥獣の生息域拡大に伴う被害拡大を懸念する意見がある。</p>	<p>5. 昨年度の評価結果等 <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 見直しまたは休廃止 ①評価の内容 (一次評価結果) 中山間地域における過疎・高齢化及び経済活動の縮小に伴う耕作放棄地の増加により、野生鳥獣による人身・生活環境及び農林業被害がますます増大することが懸念されており、適正な野生鳥獣の管理には狩猟者の確保・育成が喫緊の課題である。また、減少傾向にある狩猟者に対し一人あたりの捕獲率を向上させるための技術講習会は継続的に実施する必要がある。今後も現場のニーズや住民の安全・安心を確保するための継続した取組が求められている。 ②評価に対する対応 野生鳥獣を適正に管理するため、狩猟の魅力を伝えるフォーラムの開催及び新規狩猟者への狩猟免許等取得支援を実施し担い手の確保に努めているほか、第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ・イノシシ)の一部改正、捕獲技術の向上を目的とした講習会を開催し積極的な捕獲を推進するなど、現場のニーズを踏まえた取組を行った。</p>			

6. 事業の全体計画及び財源										単位(千円)
順位	事業内記	左 の 説 明	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	全体(最終)計画	
01	特定鳥獣捕獲・被害防除対策事業	イノシシ及びニホンジカの捕獲を推進するため、センサーカメラによる出没情報の収集や捕獲従事者への情報提供を行い、効率的な捕獲事業を実施する。	18,408	7,725	6,741	7,000	7,000	7,000		
02	担い手確保・育成事業	狩猟免許の取得支援や野生鳥獣管理に関する研修等を開催し、担い手の確保・育成を図る。	842	6,046						
03	普及啓発事業	狩猟に対するイメージの向上を図るため、狩猟の魅力を発信するフォーラムを開催するほか、県民向け出前講座による野生鳥獣による被害の防止対策等の普及啓発を図る。	402	2,549						
04	生息調査事業	第12次鳥獣保護管理事業計画に基づき、生息状況等を把握し次期特定計画に反映させるためのモニタリング調査を実施する。	928	2,898	7,040	7,000	7,000	7,000		
05	狩猟技術訓練施設整備事業	県立総合射撃場クレー射撃場を狩猟技術訓練施設に転用し活用するための工事及び備品購入、供用開始後の指定管理料など。	639,321	122,895						
財源内記			左 の 説 明							
国庫補助金			指定管理鳥獣捕獲等事業交付金	659,901	142,112	13,781	14,000	14,000	14,000	
県債			公共施設等適正管理推進事業債	292,433		8,800	8,800	8,800	8,800	
その他			環境保全基金	334,742	105,800					
一般財源					2,606					
				32,726	33,707	4,981	5,200	5,200	5,200	

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み									
指標Ⅰ	指標名	狩猟免許受験者申込者数						指標の種類	
	指標式	受験申込者数						○成果指標 ●業績指標	
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当								
	指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
	目標a	80	80	80	0	0	0	0	80
実績b	127	132	0	0	0	0	0	0	
b/a	158.8%	165%	0%						
東北及び全国の状況 減少傾向にある									
②データ等の出典 自然保護課									
③把握する時期 ● 当該年度中 03月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月									
指標Ⅱ	指標名	野生鳥獣保護管理対策検討委員会への報告・検討						指標の種類	
	指標式	検討委員会開催数						○成果指標 ●業績指標	
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当								
	指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
	目標a	1	1	1	0	0	0	0	1
実績b	2	2	0	0	0	0	0	0	
b/a	200%	200%	0%						
東北及び全国の状況 都道府県により異なり単純比較はできない									
②データ等の出典 自然保護課									
③把握する時期 ● 当該年度中 03月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月									
◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法									
①指標を設定することが出来ない理由									
②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)									

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているかどうか） 適用の可否 ● 可 ○ 不可 ● a 達成率100%以上 ○ b 達成率80%以上100%未満 ○ c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	● A ○ B ○ C
	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 1.1~ ○ b 0.9~1.1 ○ c ~0.9 〔令和2年度の効果〕 / 〔令和01年度の効果〕 = (指標Ⅰ) 〔令和2年度の決算額〕 / 〔令和01年度の決算額〕 = (指標Ⅱ) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	● A ○ B ○ C
効率性の観点	2 コスト縮減のための取組状況 ● a 客観的で効果が高い ○ b 取組んでいる ○ c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】	○ C
	野生鳥獣による人身被害・農業被害の増加が危惧される状況において、野生鳥獣の適正な管理に対する費用も増大していくことが予測される。そのため、現状を的確に把握し関係機関との連携による事業の実施など、効率的な予算の執行に努めている。	
総合評価	● A 継続 ○ B 改善して継続 ○ C 見直し ○ D 休廃止 ○ E 終了	中山間地域における過疎・高齢化及び耕作放棄地の増加に伴う経済活動の縮小により、野生鳥獣による農業被害をはじめ、人身・生活環境被害はますます増加していくことが懸念されており、野生鳥獣の適正な管理には狩猟者の確保・育成が喫緊の課題である。また、狩猟者の高齢化や減少により、捕獲率向上のための捕獲技術講習会等の取組は継続的に実施する必要がある。今後も現場のニーズや住民の安全・安心の確保のため、継続した取組が求められている。
2次評価		
総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C (2次評価対象外)	
総合評価	○ A 継続 ○ B 改善して継続 ○ C 見直し ○ D 休廃止 ○ E 終了	
必要性の観点	課題に照らした妥当性 ● a ○ b ○ c 【理由】クマ等による人身被害や農林業被害を抑制するために必要な対策であり、野生鳥獣の生息動向や被害状況等を踏まえ適切に対応している。	● A
	住民ニーズに照らした妥当性 ● a ○ b ○ c 【理由】ツキノワグマによる人里での事故や、イノシシ等の目撃件数及び農業被害は年々増加し住民の関心も高まっており、個体数管理への住民ニーズは高い。	○ B
	県関与の妥当性(民間、市町村、国との役割分担) ● a ○ b ○ c □ 法令・条例上の義務 □ 内部管理事務 ■ 県でなければ実施できないもの □ 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの	○ C
	【理由】野生鳥獣は県内全域にわたり生息しているほか、新たな侵入種であるニホンジカ・イノシシに対応できる事業の実施主体は県のみである。鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、第12次鳥獣保護管理計画を策定し、野生鳥獣の適正な保護管理について、第二種特定鳥獣管理計画により実施している。	
評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)		
政策評価委員会意見		